

認可外保育施設・一時預かり事業・病児病後児保育・ファミリーサポートセンター事業  
を利用している保護者のみなさまへ

## 施設等利用費の給付に係る請求について

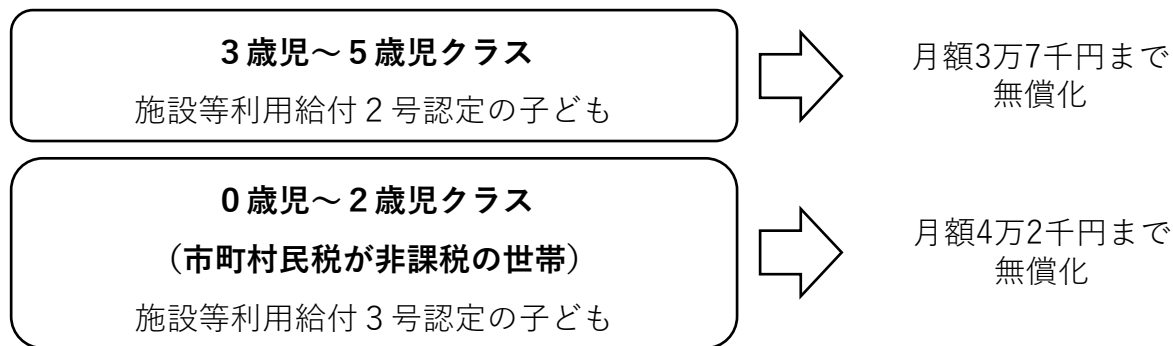
幼児教育・保育の無償化に伴う、「認可外保育施設・一時預かり事業・病児病後児保育・ファミリーサポートセンター事業」の利用料については、償還払いとなります。（ただし、通常、市内の認可外保育施設をご利用の場合の保育料は、施設に直接、市から支払うため、保護者の方からの請求は必要ありません。）

◎共働き世帯など、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

◎利用されている施設などが、無償化の対象施設でない場合は、無償化は受けられません。

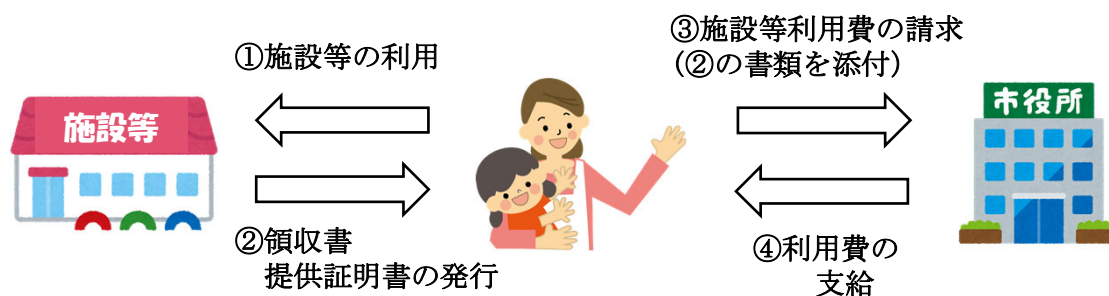
### ●月ごとに無償の上限額があります

【月額上限額】



### ●利用から請求までの手続き

保護者の方は、一旦施設に利用料を全額お支払いください。施設より領収書及び提供証明書を受け取り、市に施設等利用費請求書（償還払い用）を提出してください。利用上限等を確認し、利用費を支給します。



※施設等利用費請求・支払時期について  
保護者からの請求、支払は、3ヶ月ごとに行います。請求が遅れた場合は、支払いが遅れます。

施設等利用月	請求書提出締切	支払予定日
10月～12月	翌年1月末	翌年2月25日
1月～3月	4月末	5月25日
4月～6月	7月末	8月25日
7月～9月	10月末	11月25日

支払予定日が土日祝日の場合は後日となります。

【問合せ先】 八代市役所 こども未来課 ☎ 33-8721

●償還払いとなる利用例

